

④ まちの美化啓発活動の推進

清潔で美しいまちづくりを推進するため、道路清掃をはじめ不法投棄ごみの処理などの環境整備事業の充実に努めるとともに、ごみのポイ捨て防止や美しいまちづくりへの協力を呼びかけています。

ア. ポイ捨て防止キャンペーン等の実施

(7) ポイ捨て防止キャンペーン

ポスターの掲出や美化啓発イベントの開催、既存イベントとのタイアップなどを通して、空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨て防止に重点を置いたキャンペーンを行っています。

(4) ノーポイモデルゾーン(ポイ捨て防止推進モデル地区)

「清潔保持推進区域(ノーポイモデルゾーン)」を全区に設定しています。

(5) 美化強化デー

毎月1日を美化強化デーと設定し、門前清掃の励行を図るとともに、各種団体等に一斉清掃の取組みを呼びかけています。

(1) 美フレッシュ大阪月間

「環境衛生週間」に合わせ、9月を「美フレッシュ大阪月間」と設定し、各種イベント等美化推進事業の取組強化を図っています。

(2) 「まち美化パートナー制度」の実施

大阪市廃棄物減量等推進審議会の答申を受けて、「まち美化パートナー制度」を実施しています。大阪市の定めた公共スペースで大阪市と覚書を交わしたボランティア団体に定期的に清掃や美化啓発活動を行ってもらうもので、大阪市の清掃用具の交付やボランティア保険の加入などを行うほか、活動を顕彰するまち美化パートナーサインを掲出しています。

(3) 大阪市一斉清掃の開催

市民・事業者・行政が一体となって市内一斉清掃を毎年開催しています。平成24年度についても、大阪マラソン開催前に「大阪マラソン“クリーンUP”作戦」を7日間にわたり開催します。

イ. 清掃ボランティア活動の活性化

清掃用具の交付、集めたごみの処理、長年地域で清掃活動をしている個人や団体に対する表彰などを行っています。

ウ. ポイ捨て防止条例

(正式名称：大阪市空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例 平成7年9月29日公布)

市民、事業者、大阪市の協力を国際都市大阪にふさわしい美しいまちづくりを進める責務があることを明確にするとともに、空き缶等のポイ捨てと自動車の放棄を禁止し、自動販売機への回収容器の設置及び適正管理を義務付け、それぞれの違反者に対しては、勧告・命令を行った後、氏名公表や悪質な違反には刑罰法規の適用を要請することなどを規定しています。

エ. 路上喫煙対策事業

大阪市では、他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある路上喫煙を防止し、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的に「路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、御堂筋及び市役所・中央公会堂周辺を「路上喫煙禁止地区」に指定するとともに「禁止地区」における条例の違反者に対し、罰則(過料1,000円)を科しています。**平成24年4月末40,119件**

また、「禁止地区」以外でも、公共の場所で他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある路上喫煙はしないよう努力義務を課しています。

さらに全市域での取組みとして、市民、事業者団体の自主的な活動と行政の協働による「たばこ市民マナー向上エリア制度」を立ち上げ活動しています。(現在70団体)